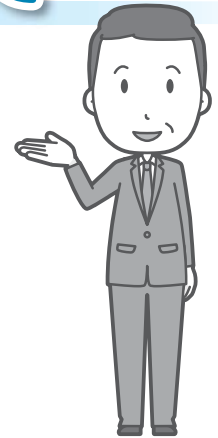


# 退職等年金給付に係る財政状況 (平成27年度末)について

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっております。

この積立状況を把握するための作業が財政検証であり、国共済と地共済を合算した退職等年金給付制度の年金財政上の剰余・不足の状況(年度末に積み立てておくべき金額と実際の積立金額の比較)を毎年確認することとなっています。

この度、平成27年度末の財政検証作業が終了しましたので、その結果について説明いたします。



## 財政検証結果

### 1 平成27年度末の年金財政状況

(単位：億円)

区 分	国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額 A	1,914	522	1,392
積立金(簿価ベース) B	1,880	508	1,372
剰余または不足 (B-A)	△34	△14	△20
【参考】保険料収入現価	62,674	16,761	45,913

※「保険料収入現価」は将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額

※△は不足を表している

「積立基準額」は計算基準日に積み立てておくべき金額であり、国共済が522億円、地共済が1,392億円、合計で1,914億円となっております。

一方、「積立金」の額は簿価ベースで国共済が508億円、地共済は1,372億円、合計で1,880億円となっております。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が14億円の不足、地共済が20億円の不足、合わせて34億円の不足となっております。

なお、現在計上されている不足については、制度が成熟することにより発生する将来の剰余等により解消される見通しとなっており、次ページ2に記載してあるとおり、財政再計算を実施し、掛金率等の見直しを図る必要がない状況となっております。

## 2 財政再計算の要否

退職等年金給付制度では、少なくとも5年に一度財政再計算を実施することとなっていますが、これとは別に、財政検証において臨時の財政再計算の要否を確認することとなっています。

臨時の財政再計算を行う条件は、計算基準日時点の積み立て不足額が、計算基準日以降の将来にわたる保険料収入を現在価値に換算した額である「保険料収入現価」の5%を上回る場合となっています。

今般、計算基準日時点における国共済と地共済を合わせた不足額34億円が、国共済と地共済を合わせた保険料収入現価の5%である3,134億円を下回っていることから、今回は臨時の財政再計算を実施しないこととなりました。

## 3 財政調整拠出金の計算

退職等年金給付では、必要に応じ、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっております。

すなわち、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成27年度においては、国共済・地共済とも不足の状態であったため、財政調整拠出金は発生しませんでした。

# 退職等年金給付に係る 「給付算定基礎額残高通知書」 を送付しました

退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ労使折半の保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た額に、各月の基準利率による利子を加えた額を毎月積み立てた「給付算定基礎額」が年金の原資となります。

このように、給付算定基礎額は毎月積み立てられるものであることや、基準利率等が毎年改定されることから、年1回「給付算定基礎額残高通知書」によりお知らせすることとしております。

送付対象者	平成27年10月以降の組合員期間を有する方	
送付方法	自宅あてに送付	
送付時期	現職者	毎年5月頃
	退職者	退職および年齢到達(35歳、45歳、59歳、63歳)の翌年度5月頃
通知形式	圧着ハガキ	
通知内容	①標準報酬月額(期末手当等の額を含む。) ②付与額 ③利息 ④給付算定基礎額残高 ⑤有期退職年金算定基礎額 ⑥終身退職年金算定基礎額 ⑦付与率 ⑧基準利率	